

諮 問 文

諮 問 第 1 号  
中野区歌に関する審議会

中野区歌に関する審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記事項に関して、貴会の意見を求めます。

平成25年（2013年）年11月26日

中野区長 田中 大輔

記

幅広い区民に親しまれ、世代を超えて末長く歌い継がれる中野区歌を制定するに当たり、以下の点に係る意見

- 1 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて
- 2 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について
- 3 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について